

栃木県労働基準協会連合会

平成27年1月1日

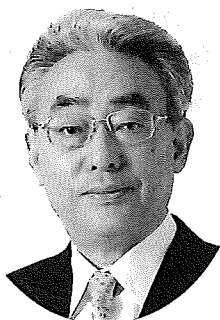
第16号

発行 (一社)栃木県労働基準協会連合会
〒321-0933 栃木県宇都宮市築港町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp
http://www.tochikiren.or.jp

発行人 藤田英二

印刷 鈴木印刷株式会社

Contents	新年のご挨拶・会長	1	栃木労働局からのお知らせ⑥～⑦	8
	年頭にあたって・栃木労働局長	2	とちぎ労基連トピックス①	8
	局長要請(過重労働解消に向けて)	3	とちぎ労基連トピックス②～③	9
	栃木労働局からのお知らせ①	4	地区労働基準協会情報	10
	栃木労働局からのお知らせ②～③	5	平成26年度 産業保健セミナー予定表(1月～3月)	11
	栃木労働局からのお知らせ④	6	平成26年度各種技能講習等実施計画表	12
	栃木労働局からのお知らせ⑤	7	安全管理者能力向上教育(定期及び随時)のご案内	12



新年のご挨拶 一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会 会長 藤澤 智

新年明けましておめでとうございます。県内8地区労働基準協会並びに会員事業場の皆様には、輝かしい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。また旧年中は、当連合会の業務運営に多大なご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、ソチ五輪のジャンプ競技でレジェンドとも呼ばれた葛西選手のメダル獲得や、栃木県出身の萩野公介選手のアジア大会 MVP、さらに、日本人3人のノーベル物理学賞同時受賞など、大変うれしく、また誇らしい話題がいろいろとありました。

一方、広島県での大規模な土砂崩れや、長野県の御嶽山の噴火など、自然の脅威をまたもや見せつけられた一年でもありました。

さて、我が国の昨今の経済動向は、消費税増税による駆け込み需要の反動減や天候不順などの影響もあって、4月以降の GDP は2四半期連続のマイナスとなるなど、回復ペースは緩慢なものとなっております。

雇用情勢も、指標となる有効求人倍率や失業率は改善傾向が続いていましたが、年末に向かってこちらも足踏み状態が見られました。

このような状況の下、日銀では、目標である2%のインフレ目標達成が難しくなったとして、追加の金融緩和に踏み切りましたが、会員事業所での景況はいかがでしょうか。

政府は、経済の好循環を引き続き回転させていくため、昨年6月に日本再興戦略2014を閣議決定し、労働力人口を維持し、労働生産性を向上させるためとして、女性のさらなる活躍促進や、働き方改革を掲げました。会員事業所におかれましても、女性活躍のための環境整備や働き過ぎの防止、多様な正社員制度の導入など、働き方改革に向けた具体的な取組みが求められています。

また、景気の回復過程において、労働災害の増加が懸念されていましたが、栃木労働局では、昨年、県内で死亡労働災害が前年比で大幅な増加が見られるとして、「緊急死亡労働災害撲滅運動」を実施し、引き続き現在「年末年始無災害運動」を実施中です。

さらに、いわゆる過労死や過労自殺など長時間労働による健康被害も後を絶たないことから、昨年6月には「過労死防止対策推進法」が成立したほか、「労働安全衛生法」が改正され、ストレスチェック制度の義務化などが盛り込まれました。

当連合会といたしましては、新年におきましても、引き続き労働災害や長時間労働による健康障害の増加が懸念されることから、県内事業場において、労働法令が確実に遵守され、安全で健康的な職場環境が形成されるよう、本年も各種講習会やセミナー、広報などの充実を図り、労働福祉の向上に寄与することとしております。

栃木県内の昨秋の紅葉はことのほか美しく、県内の名勝地を訪れる観光客の数もだいぶ戻ってきたように感じられます。

新年が、栃木県にこれまで以上に活気が戻り、また、各地区労働基準協会並びに会員事業場の皆様にとって新たな飛躍の年となりますよう祈念申し上げます、新年の挨拶といたします。



年頭にあたって

栃木労働局長 堀江 雅和

新年、明けましておめでとうございます。

平成 27 年の念頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会並びに会員事業場の皆様におかれましては、すがすがしく新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、当局の業務の推進に格別のご理解とご協力をいただき御礼申し上げますとともに、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年の県内の雇用情勢は、中長期的にみると改善しているものの、その動きは弱まってきていると当局では判断しています。

具体的には、建設や、医療・福祉等人手不足が生じている業種については求人が増加しているものの、材料や原料を輸入に頼る企業にとっては、円安による資材価格や原材料価格の高騰による収益圧迫による不安要素が内在し、求人の牽引要素が若干乏しくなりつつあります。

その結果、県内の雇用失業情勢は、有効求人倍率が昨年 9 月において、0.95 倍となり、なかなか 1 倍を超える状況にありません。

労働条件を巡る状況につきましては、解雇や賃金不払い等労働者からの権利救済を求める申告事案のほか、賃金不払い残業や過重労働に関する相談が依然として数多く監督署等に寄せられている状況にあります。

過重労働は、その背景として労働者一人当たりの年間総労働時間が減少する一方、特定の労働者に労働時間が偏重する傾向にあること、また、一部の企業において、特に若い労働者を「使い捨て」的な取り扱いをしている現状にあります。

当局といたしましては、労働条件の確保を図るための的確かつ厳正な監督指導を実施するとともに、労働条件を巡る労使のトラブルの事前防止を図るための啓発指導に引き続き取り組んで参ります。

特に、長時間労働の抑制については、「日本再興戦略 改訂 2014」に「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、また、昨年 11 月に過労死等防止対策推進法が施行され、長時間労働対策の強化は喫緊の課題となっています。

当局といたしましても、従来にも増して取り組みを強化してまいります。

また、栃木県最低賃金につきましては、15 円の引き上げを決定し、1 時間 733 円に改定いたしました。

最低賃金の履行確保につきましても宜しく願いいたします。

一方、県内の労働災害発生状況は、平成 26 年 11 月末現在における休業 4 日以上の方の被災者数は 1,494 人と、前年同期より 7 人減少しましたが、死亡災害については 20 人と、昨年同期の 15 人に対し大幅に増加しており、大変憂慮される状況となっております。

その死亡災害の内訳をみると、仕事中的交通事故による死亡災害が 9 人、建設現場における墜落・転落死亡災害が 7 人、金属加工用機械に巻き込まれた災害が 2 人、鉄骨の部材が倒壊しはさまれた災害が 1 人などとなっています。

これらの死亡事故は、その多くが労働災害防止という原点に少し思いをいたせば防ぐことができたかもしれない事故であり、事前に何かできたかもしれないという関係者の方々の深い思いは計り知れないものがあるのではないのでしょうか。

労働災害の防止を目指す立場にある私にとっても痛恨の思いであります。

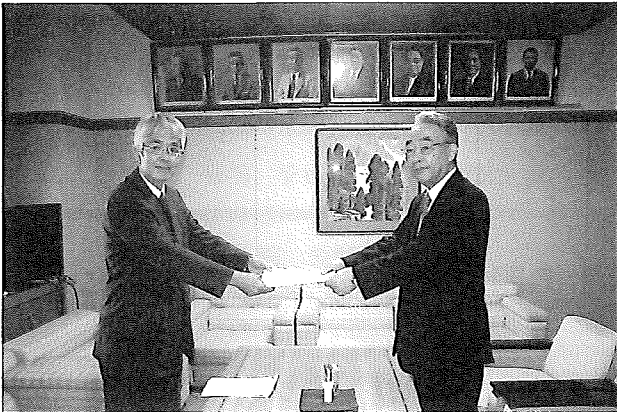
これらの状況から、昨年は、栃木労働局として「緊急死亡災害撲滅運動」を展開したところですが、貴会におかれましても安全衛生管理体制の強化を是非ともお願い申し上げます。

結びに、新たな年を迎え、貴会の益々のご発展と、関係者の皆様のご健勝と、無事故・無災害を祈念申し上げます。年頭にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

局長要請

栃木労働局長から過重労働解消に向けた要請がありました。



11月4日、堀江雅和栃木労働局長が、一般社団法人栃木県労働基準協会連合会事務所を訪れ、藤澤智会長に対し、「長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取り組み」の要請がありました。

本年6月に閣議決定された「日本再興戦略改定2014」において、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるとともに、同じく6月に「過労死等防止対策推進法」が公布され、同法において11月が過労死等防止啓発月間とされるなど、長時間労働の削減が喫緊の課題となっていることから、当連合会を含む使用者団体や労働団体に対し、先の要請がなされたものです。

要請を受けたのち、働き方改革に向けた、女性の活躍促進や正規・非正規の格差是正問題、時間でなく成果で評価する働き方などについて率直な意見交換を行うとともに、要請書については、連合会傘下の地区労働基準協会会員事業所に対し周知を図りたいと応えました。

要請書全文

栃労発基第592号

平成26年11月4日

一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会
会長 藤澤 智 殿

栃 木 労 働 局 長

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

日頃より労働行政の運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させることや仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組が重要な課題となっています。

少子高齢社会による人口減少が進む中で、性別や年齢等を問わず、働く意欲のあるすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要となっています。

このような中で、特に女性の活躍促進、若年者や高齢者、障がい者等の雇用促進や非正規雇用から正規雇用への転換促進、多様なライフスタイルにあった正社員制度の導入等が重要な鍵になるものと思われま

す。また、我が国においては、長時間労働者の割合(週60時間以上働く人の割合が約9%弱)が高く、年次有給休暇の取得率が低い水準(全国平均で約50%弱)にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題です。

平成26年6月24日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2014―未来への挑戦―」におきまして、「柔軟で多様な働き方」の実現のため「働きすぎ防止のための取組強化」が盛り込まれたところです。また、本年6月27日、「過労死等防止推進法(平成26年法律第100号)」が公布され、同法において11月は「過労死等防止啓発月間」とされたところです。

この長時間労働問題に厚生労働省を挙げて取り組む必要があることから、本年9月30日に厚生労働大臣を本部長として「長時間労働削減推進本部」を設置したところです。

同本部においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅にむけた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として取り組むこととし、具体的には、本年10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重

労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。

長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変えて、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を前向きに進めていただき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを行うことが望まれます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、周知・啓発をお願いするとともに、会員の団体や企業において労使間で協議が行われ「働き方改革」が促進されるよう御配慮をお願い申し上げます。

栃木労働局からのお知らせ①（監督課）

勤務地などを限定した「多様な正社員」の円滑な導入・運用のために ～「多様な正社員」を活用しましょう～

「正社員」と「非正規雇用の労働者」の二極化を緩和し、労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスと、企業による優秀な人材の確保・定着を図るため、労使双方にとって望ましい多面的な働き方＝職務、勤務地、労働時間を限定した「多様な正社員」制度の実現が求められています。

<多様な正社員の活用例>

① 勤務地限定正社員

- ・育児・介護の事情で転勤が難しい者などの離職を防止し定着を促進
- ・改正労働契約法に基づく有期契約労働者からの無期転換の受皿として活用
- ・安定雇用の中で技能の蓄積・継承が必要な生産現場での非正規雇用からの転換の受皿として活用
- ・多店舗経営するサービス業での地域のニーズに合ったサービスの提供や顧客の確保のために活用

② 勤務限定正社員

- ・金融・ITなどで特定の職能について高度専門的なキャリア形成が必要な職務において、プロフェッショナルとしてキャリア展開していく働き方として活用
- ・資格が必要とされる職務、同一の企業内で他の職務と明確に区分できる職務で活用

③ 勤務時間限定正社員

- ・育児・介護の事情で長時間労働が難しい者などの離職を防止し定着を促進
- ・労働者がキャリア・アップに必要な能力を習得する際に、自己啓発のための時間を確保できる働き方として活用

厚生労働省では、「多様な正社員」制度の円滑な導入・運用のために「雇用管理上の留意事項」をまとめました。詳しくは、厚生労働省ホームページ又は下記へお問い合わせください。

厚生労働省 多様な正社員 **検索**

お問い合わせ先：最寄りの労働基準監督署又は栃木労働局監督課（028-634-9115）

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心！
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 **検索**

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

栃木労働局からのお知らせ②（賃金室）

必ずチェック 最低賃金 使用者も、労働者も。

【地域別最低賃金】 特定（産業別）最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
栃木県最低賃金	733円	平成26年10月1日

【特定（産業別）最低賃金】 18歳未満又は65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
塗料製造業最低賃金	875円	平成26年12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	821円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	822円	
自動車・同附属品製造業	825円	
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	821円	
各種商品小売業	786円	

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話 028-634-9109）

又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

栃木労働局からのお知らせ③（健康安全課）

栃木労働局年末年始無災害運動実施中

栃木県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、本年10月末現在1,358人と前年同時比で1.0%の増加傾向にあります。

とりわけ、死亡労働災害においては17人（16人）と前年同期比で6人増を大幅に増加している状況にあったことから、特に平成26年は、管内各労働災害防止団体への「死亡労働災害の大幅増加に対する緊急取組み要請」、栃木労働局・各労働基準監督署並びに各労働災害防止団体による「緊急死亡労働災害撲滅運動」等の労働災害防止活動を広く展開してきましたが、未だ増加傾向に歯止めをかけるまでには至っていません。

さらに、これから年末年始を迎えるにあたり、労働災害とりわけ死亡災害や一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生、さらに、冬場に入り路面等の凍結による転倒災害の増加などが懸念されることから、さらなる労働災害防止への取り組みが必要となります。

これらの状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の撲滅を目的とした、「栃木労働局年末年始無災害運動」を各労働災害防止団体等とともに実施しています。

平成26年度 年末年始無災害運動スローガン

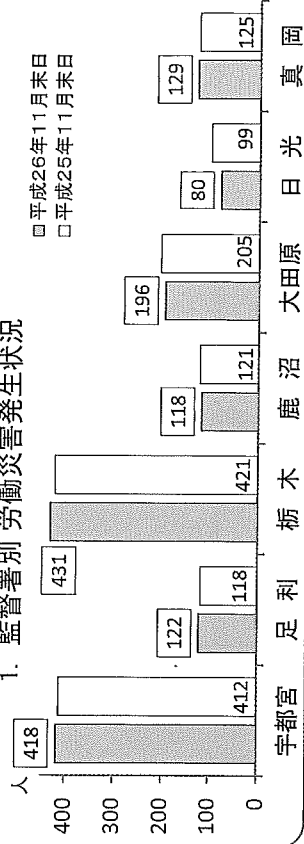
（中央労働災害防止協会）

「安全の足並み揃えて手を抜かず 年末年始もゼロ災害」

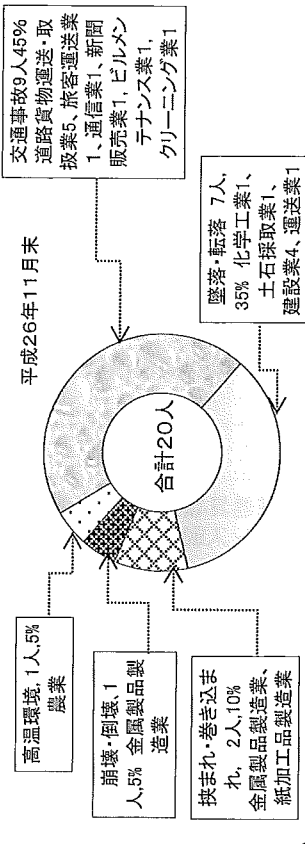
実施期間：平成26年12月15日～平成27年1月15日

労働災害発生状況 (平成26年11月30日現在)

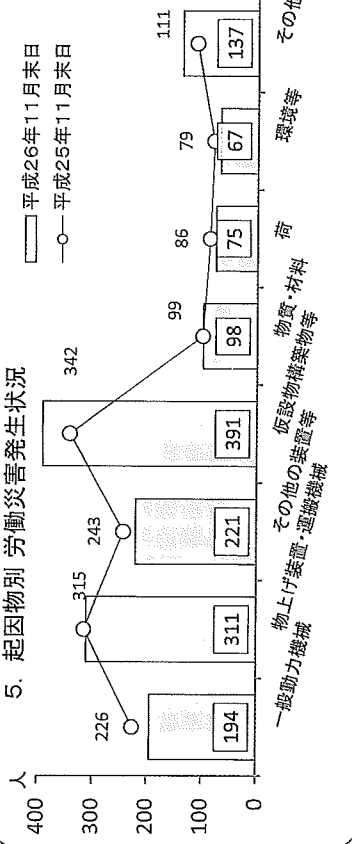
1. 監督署別労働災害発生状況



3. 事故の型別(業種別)労働災害発生割合(死亡)



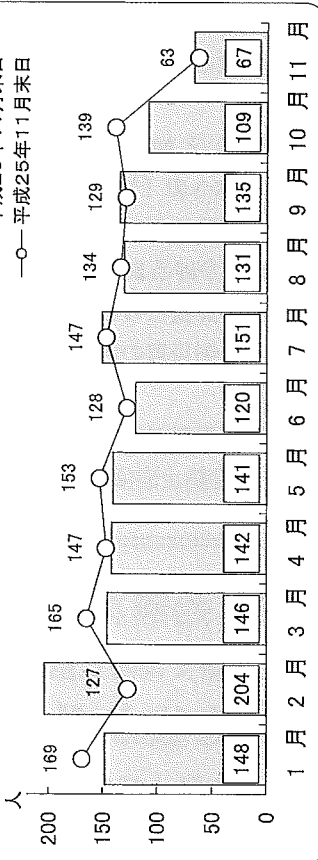
5. 起因物別労働災害発生状況



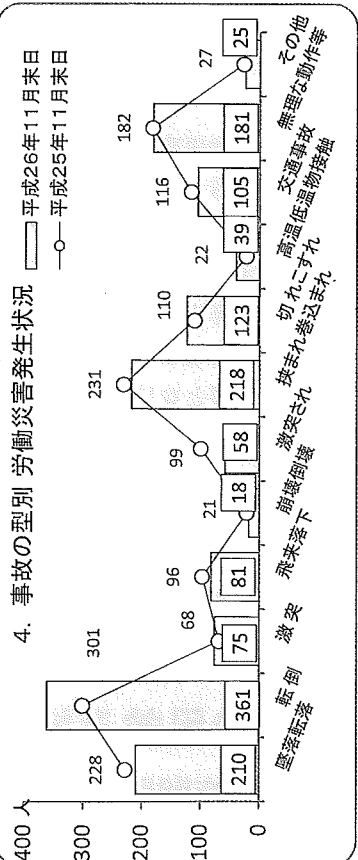
主要業種別労働災害発生状況 (休業4日以上の死傷病報告書による統計で、死亡者数は内数である。)

区分	平成25年11月分確定		平成26年(速報)		増減数	増減率 (%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	1,501	15	1,494	20	-7	-0.5
製造業	454	5	462	5	+8	+1.8
建設業	210	2	176	4	-34	-16.2
道路貨物運送業	156	2	177	5	+21	+13.5
陸上貨物取扱業	18		24		+6	+33.3
林業	603	9	613	3	+10	+1.7

2. 月別労働災害発生状況



4. 事故の型別労働災害発生状況



栃木労働局からのお知らせ⑤（健康安全課）

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則が改正され、 昨年11月1日から施行されています。

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等 の改正の概要 ①

改正の趣旨

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)について、国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)
政令	<ul style="list-style-type: none">◆ 特定化学物質(第2類物質)に追加<ul style="list-style-type: none">➢ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け◆ 名称等を表示すべき有害物として追加◆ 配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加 等
省令	<ul style="list-style-type: none">◆ 物質の類型として、「特定化学物質(第2類物質)」のうち、「特定第2類物質」に追加特化則の適用となる業務を、「成形・加工・包装の業務」に限定<ul style="list-style-type: none">➢ 局所排気装置の設置、容器の使用、貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、漏洩の防止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け◆ 作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任◆ 特殊健康診断(配置転換後のものを含む。)の項目を設定◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け(=「特別管理物質」に追加) 等

施行期日等

- ・平成26年8月20日政令公布、8月25日省令公布
- ・平成26年11月1日施行 ※ ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等 の改正の概要②

改正の趣旨

発がんのおそれのある有機溶剤について、化学物質のリスク評価検討会において、検討を行ったところ、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、これらの物質を製造または使用して行う有機溶剤業務を対象として、記録の保存期間の延長等の措置を講じる必要があるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ステレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン
政令	<ul style="list-style-type: none">◆ 特定化学物質(第2類物質)に追加(※これに伴い、有機溶剤から削除。)<ul style="list-style-type: none">➢ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け◆ ジクロロメタンについて、配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加 等(※) 名称等を表示する義務については、現行、すでに対象となっている。
省令	<ul style="list-style-type: none">◆ 物質の類型として、「特定化学物質(第2類物質)」のうち、「特別有機溶剤等(旧エチルベンゼン等)」に追加特化則の適用となる業務を、「有機溶剤業務」に限定<ul style="list-style-type: none">➢ 容器の使用、有機則に準じた措置等の義務付け、緊急時の医師による診察・処置◆ 作業主任者は、有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任◆ 特殊健康診断(ジクロロメタンについては配置転換後のものを含む。)の項目を設定(※)◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け(=「特別管理物質」に追加) 等

(※)ジクロロメタンについては、配置転換後の特殊健康診断も含め、発がん性に着目した健康診断項目を設定。その他の9物質については、現行の有機則と概ね同様の項目について、常時従事する労働者に対する健康診断の項目を設定。

施行期日等

- ・平成26年8月20日政令公布、8月25日省令公布
- ・平成26年11月1日施行 ※ ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

栃木労働局からのお知らせ⑥（労災補償課）

お仕事でのケガは、必ず労災保険を使いましょう！

- ◇ 労災保険制度では、労働者が業務上または通勤による災害（以下「労働災害」という）により負傷し、または病気にかった場合には、労働者の請求に基づき、治療費の給付を行っています。
- ◇ しかし、労働災害であるにもかかわらず、労災保険による給付を受けるための請求を行わず、健康保険を使って治療を受ける方が見られます。
- ◇ 健康保険は、労働災害とは関係のない傷病に対して支給されるものです。労働災害により負傷し、健康保険を使って医療機関で治療を受けた場合の治療費は、全額自己負担となってしまいます。

御不明の点がございましたら、栃木労働局労働基準部労災補償課（電話 028-634-9118）、又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

栃木労働局からのお知らせ⑦（雇用均等室）

次世代育成支援対策推進法が改正されました！

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」といいます。）に基づく10年間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させることが必要です。このため、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため次世代法が改正されました。



愛称：プラチナくるみん

改正のポイント

①法律の有効期限の延長

（平成26年4月23日施行）

法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

このため、引きつづき、次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定・公表し、都道府県労働局に策定届を届出いただく必要があります。**従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務となっています。**

②新たな認定（特例認定）制度の創設

（平成27年4月1日施行）

現行法では、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。今回の改正では、この**くるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定）制度が創設**されます。

特例認定を受けた場合、行動計画の策定・届出に代わり、**次世代育成支援対策の実施状況を公表**していただくこととなります。



厚生労働省 栃木労働局雇用均等室 tel:028-633-2795 (<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

とちぎ労基連トピックス①

特別な休暇制度はありますか。

いま、病気療養のための休暇制度が必要とされています。

近年の医療技術の進歩により、これまで治らないとされてきた疾病が治るようになる一方で、長期にわたる治療等が必要な疾病やメンタルヘルス上の問題を抱えながら、職場復帰を目指して治療を受ける労働者や、治療を受けながら就労する労働者の数が増加しています。

こうした労働者をサポートするため

- ◆治療・通院のための時間単位や半日単位で取得できる休暇制度
- ◆年次有給休暇とは別に使うことができる病気休暇
- ◆療養中・治療後の負担を軽減するための短時間勤務制度

等を導入することの必要性が高まっています。

そのほか、「家族のための休暇制度（結婚記念日休暇等）」や「社会とかかわるための休暇制度（ボランティア休暇等）」など特別な休暇制度を導入する企業が増えています。

宇都宮労働基準協会が労務管理講習会の一環として、下記日程で「特別休暇制度セミナー」を開催するほか、ホームページ（<http://www.kyuukaseido.jp>）で、特別な休暇制度の情報を紹介しています。

（一社）宇都宮労働基準協会「労務管理講習会及び特別休暇制度セミナー」

日時 平成 27 年 1 月 29 日（木）

会場 宇都宮市文化会館第一会議室

第 1 部 特別休暇制度セミナー 講師 特定社会保険労務士 池田 功氏

第 2 部 労務管理講習会

①改正パートタイム労働法に基づく雇用管理上の留意点について

講師 栃木労働局雇用均等室室長補佐 渡邊 宏子氏

②裁判例等から見た労務管理の留意点

講師 宇都宮労働基準監督署 次長 野澤 卓也氏

※参加申込みは、（一社）宇都宮労働基準協会（Tel 028-633-4133）まで

とちぎ労基連トピックス②

中小企業無災害記録が達成されました

★★中小企業無災害記録証授与制度★★

中央労働災害防止協会が実施している中小企業無災害記録証授与制度において、平成 26 年 11 月以降、記録証を授与された事業場は表のとおりです。

無災害記録の達成おめでとうございます。

達成した事業場には中小企業無災害記録証（表彰状）と副賞（表彰盾）が授与されました。これからも無災害の継続にむけ一層の安全管理活動にお取り組み下さい。

なお、この制度について詳しくお知りになりたい場合は（一社）栃木県労働基準協会連合会（中災防から受託）にお問い合わせください。（028 - 678 - 2771）

住 所	事 業 場 名	種 別	期 間	労働者数
塩谷郡塩谷町	エーシーエム栃木株式会社 塩谷工場	第一種（努力賞）	平成 25 年 3 月 10 日 ～平成 26 年 8 月 20 日	37 名

とちぎ労基連トピックス③

平成 26 年度第 2 回理事会を開催しました。



10 月 27 日（月）宇都宮東武ホテルグランデにおいて、理事 16 名、監事 2 名が出席し、当連合会の平成 26 年度第 2 回理事会を開催しました。

理事会には、

第 1 号議案 平成 26 年度上半期事業報告

第 2 号議案 平成 26 年度上半期収支予算執行状況報告

第 3 号議案 平成 26 年度理事・監事名簿（役員の状況）

のほか、

第 4 号議案 その他として平成 25 年度公益目的事業報告書の件

が上程され、審議の結果全議案とも承認されました。

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ①1月22日(木)・23日(金)
第2回安全管理者選任時研修
栃木県護国会館
- ②1月29日(木) 労務管理講習会・特別な休暇制度セミナー
宇都宮市文化会館第一会議室
- ③2月24日(火) 研削と石取替等特別教育
栃木県護国会館
- ④3月12日(木)・13日(金) 第2回職長教育
栃木県護国会館
- ⑤3月(時期未定) 第3回総務部会、理事会
会場未定

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ①1月27日(火) 動力プレス金型等特別教育
栃木商工会議所
- ②1月28日(水) 平成26年度「労務管理セミナー」
及び「新春意見交換会」
ニューアプロニー
- ③2月3日(火)・4日(水) 職長教育
栃木商工会議所
- ④2月7日(土) THP健康づくりセミナー
栃木市民会館
- ⑤3月19日(木) 安全宣言運動(総括) 防災団体長会議
ニューアプロニー

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ①1月14日(水) 中小零細規模事業場集団
リスクアセスメント研修(第2回)
鹿沼職業訓練センター
- ②1月15日(木)・16日(金)
木材加工用機械作業主任者技能講習
(林災防栃木県支部協力)
鹿沼職業訓練センター
- ③1月16日(金) 労務管理講習会
福田屋百貨店
- ④1月16日(金) 鹿沼労働基準協会新年祝賀会
福田屋百貨店
- ⑤2月26日(水) リスクアセスメント研究会
会場未定
- ⑥3月(時期未定) 理事会
会場未定

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ①1月24日(土)・25日(日)
動力プレス特別教育 地場産センターほか
- ②1月29日(木) 労務管理セミナー並びに新春会員懇親会
足利市民会館
- ③2月14日(土)・15日(日) 第2回職長教育
足利市民プラザ
- ④3月7日(土) THP健康づくり実践教室
アキレス(株)
- ⑤3月20日(金) 第四回理事会
足利市民プラザ
- ⑥3月(時期未定) 事業場訪問リスクアセスメント事例発表
アキレス(株)
- ⑦3月(時期未定) クレーン特別教育
オブラ金属(株)

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ①2月6日(金) 新春労務講演会
ホテルサンルート佐野
- ②2月18日(水)・19日(木)
有機溶剤作業主任者技能講習
佐野市勤労者会館
- ③2月28日(土) 佐野地区THP推進協議会 第3回研修会
佐野医師会館
- ④3月3日(火) 粉じん作業特別教育
佐野市勤労者会館
- ⑤3月26日(木) 第5回理事会
佐野市勤労者会館

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ①1月7日(水) 北栃木新春名刺交換会
大田原市
- ②1月9日(金) 那須塩原市新春賀詞交歓会
那須塩原市
- ③3月6日(金) 総務部・産業安全部・労働衛生合同部会
那須町
- ④3月24日(火) 理事会
監督署会議室

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ①1月15日(木)・16日(金)
木材加工用機械作業主任者技能講習
(林災防栃木県支部協力) 宇都宮市
- ②1月22日(木)
フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育
(林災防栃木県支部協力) 宇都宮市
- ③2月19日(木)・20日(金) 職長教育 日光市大沢公民館
- ④2月24日(火)・25日(水)
はい作業主任者技能講習
(林災防栃木県支部協力) 宇都宮市
- ⑤3月4日(水)
玉掛け業務従事者安全衛生教育
(那須クレーン教習所協力) 日光市大沢公民館
- ⑥3月5日(木)
刈払機取扱作業安全衛生教育
(林災防栃木県支部協力) 宇都宮市
- ⑦3月17日(火)・18日(水)
伐木等の業務(大径木等伐木作業・チェーンソー作業)
特別教育(林災防栃木県支部協力) 宇都宮市

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ①1月13日(火)・14日(水) 職長教育 真岡市公民館
- ②1月20日(火)・21日(水)
有機溶剤作業主任者技能講習(人財学園協力)
上三川町 人財学園
- ③1月20日(火) 特定粉じん作業特別教育 真岡市青年女性会館
- ④1月28日(水) リスクアセスメント実務研修 真岡市青年女性会館
- ⑤1月30日(金) 危険予知訓練(KYT)研修 真岡市公民館
- ⑥2月2日(月) 労務管理セミナー 真岡市公民館
- ⑦2月12日(木)・13日(金) 安全管理者選任時教育 真岡市公民館 二宮分館

**お知らせ・・・・・・・・・・(独) 労働者健康福祉機構 栃木産業保健総合支援センター
平成26年度 産業保健セミナー予定表 (平成27年1月～3月)**

産業保健関係者や労務担当者の方々を対象に無料セミナーを開催しています。

日 程	セミナー等の内容	講 師	開催場所
1 1月15日(木) 15:00～17:00	職場の喫煙対策	産業医学担当 森島 真相談員	MSCビル 5階共用会議室
2 1月16日(金) 15:00～17:00	メンタルヘルス事例検討会	メンタルヘルス担当 遠乗秀樹 相談員	MSCビル 5階共用会議室
3 1月21日(水) 15:00～17:00	特定化学物質作業による健康障害の防止対策	産業医学担当 湯川 悟 相談員	MSCビル 5階共用会議室
4 1月22日(木) 15:00～17:00	復職支援と産業医の役割	産業医学担当 杉澤誠祐 相談員	MSCビル 5階共用会議室
5 1月23日(金) 14:00～16:00	新入社員の心とからだのセルフケア支援	保健指導担当 高橋由紀子 相談員	MSCビル 5階共用会議室
6 1月28日(水) 15:00～17:00	職場における腰痛予防対策	産業医学担当 小林 淳 相談員	MSCビル 5階共用会議室
7 2月3日(火) 14:00～16:00	職場の人間関係向上で、『メンタルヘルス対策』へ	カウンセリング担当 岡本由利子 相談員	MSCビル 5階共用会議室
8 2月6日(金) 15:00～17:00	メンタルヘルス事例検討会	メンタルヘルス担当 遠乗秀樹 相談員	MSCビル 5階共用会議室
9 2月12日(木) 15:00～17:00	労働安全衛生法令上の職場巡視の留意点	関係法令担当 大森良雄 相談員	MSCビル 5階共用会議室
10 2月19日(木) 15:00～17:00	春夏秋冬の産業衛生管理	産業医学担当 倉富靖子 相談員	MSCビル 5階共用会議室
11 2月27日(金) 14:00～16:00	セルフケア 認知行動療法の基礎	カウンセリング担当 坂寄和弘 相談員	MSCビル 5階共用会議室
12 3月6日(金) 15:00～17:00	メンタルヘルス事例検討会	メンタルヘルス担当 遠乗秀樹 相談員	MSCビル 5階共用会議室
13 3月11日(水) 15:00～17:00	産業保健のトピックス	産業医学担当 湯川 悟 相談員	MSCビル 5階共用会議室
14 3月12日(木) 15:00～17:00	第三次産業職場の職場巡視 ～作業環境管理・作業管理～	労働衛生工学担当 秋葉一好 相談員	MSCビル 5階共用会議室
15 3月18日(水) 15:00～17:00	職場の5S管理と労働安全衛生マネジメントシステム	労働衛生工学担当 岡本佳久 相談員	MSCビル 5階共用会議室

- * 定 員 : 30名(先着順)
- * 費 用 : 無 料
- * セミナー内容 : 当センターホームページをご覧ください <http://www.tochigisanpo.jp/>
- * 会 場 : 開催場所に記載 会場の住所は次のとおり
・MSCビル(宇都宮市大通り1-4-24, 栃木産業保健総合支援センター入居ビル)
- * 後 援 : 栃木労働局 各労働基準監督署
- * お申し込みは FAX 028-643-0695 Eメール info@tochigisanpo.jp
- * お問い合わせは 栃木産業保健総合支援センター TEL 028-643-0685
- * 日程・開催場所等変更の場合には、ホームページ、メールマガジン等でお知らせいたします

研修日程、研修内容など早期情報入手は便利なメールマガジン登録を!

◆お問い合わせ先 独立行政法人労働者健康福祉機構 栃木産業保健総合支援センター TEL 028-643-0685

平成26年度各種技能講習等実施計画表

栃木労働局登録教習機関 (一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付締切
1	19(月)～20(火) プレス機械作業主任者技能講習③	建設産業会館	1/8(木)
	26(月)～27(火) 有機溶剤作業主任者技能講習⑩	〃	1/13(火)
2	2(月)～3(火) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	1/19(月)
	12(木)～13(金) 栃木KYTトレーナー研修②(中災防主催)	〃	
	16(月)～18(水) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑥	〃	2/2(月)
	23(月)～24(火) 有機溶剤作業主任者技能講習⑪	〃	2/9(月)
3	3(火) 安全管理者能力向上教育	建設産業会館	2/17(火)
	16(月)～17(火) 有機溶剤作業主任者技能講習⑫	〃	3/2(月)

受講申込案内

◆申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のをダウンロードしてご利用下さい。

※ インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

安全管理者能力向上教育(定期及び随時)のご案内

— 年に1度だけの受講機会です —

事業主は、労働安全衛生法第19条の2、及び「労働災害防止業務従事者能力向上教育指針」により、安全管理者に対し、定期(概ね5年ごと)及び随時(機械設備に大幅な変更があった場合)に「安全管理者能力向上教育」を受講する機会を与えるよう努めなければならないとされています。

当連合会では、法令に対応した「安全管理者能力向上教育」を下記のとおり開催いたします。県内の他の機関で、同様の教育を実施しているところはありませんので、安全管理者としての能力向上のみならず所属事業場の安全管理水準の向上のためにも、この機会に是非受講いただきますようご案内いたします。

記

- 1 (日時) 平成27年3月3日(火)
- 2 (会場) 栃木県建設産業会館4階大会議室
- 3 (対象・定員) 安全管理者として選任されてから概ね5年以上の方、100名
- 4 (カリキュラム) 最近の安全管理上の問題とその対策など合計7時間
- 5 (修了証等) 全科目修了者に修了証を交付します
- 6 (申込等) 当連合会のHPの「各種講習申し込み」を利用して下さい